

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす
る。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める府令等の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

(日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正)

第1条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のよう
に改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、
同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」
に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中
「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）
を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第
1号」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る
連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各
号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定
を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保
すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第42条中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項中「、次に掲げる」を「次に掲げる」に、「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項第1号中「第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

(日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第

1号」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。

第6条第5項中「、次に掲げる」を「次に掲げる」に、「行う者」を「行う施設」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

1 保育内容の支援に係る連携施設の要件の緩和

家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）は、連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園。以下同じ。）の確保が困難な場合には、同程度の規模の事業者を連携協力者として確保することで、連携施設の代わりとすることができることとした。

2 代替保育に係る連携施設の要件の緩和

家庭的保育事業者等は、連携施設及び連携協力者の確保が困難な場合には、連携施設を確保しなくともよいこととした。

※ 家庭的保育事業者等

種 類	内 容
家庭的保育事業	利用定員5人以下の少人数を対象に保育を提供する。
小規模保育事業	利用定員6人以上19人以下の少人数を対象に保育を提供する。（A型：保育園に近い類型、B型：A型とC型の間、C型：家庭的保育事業に近い類型）
事業所内保育事業	主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供に保育を提供する。
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子供の居宅において、1対1で保育を提供する。